

## 令和3年10月1日 消費税のインボイス制度の登録申請の受付が開始されます！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求者等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」が交付する「**適格請求書**」（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書を発行できる「**適格請求書発行事業者**」は課税事業者に限られますので、免税事業者の方にとっては、新たに負担することとなる消費税等を考慮した上で登録の可否を判断する必要があるといえます。

また、課税事業者の方にとっては、「**適格請求書**」の記載要件等の確認や「**適格請求書発行事業者**」該当の有無を確認する体制整備など、日々の業務において多岐にわたる準備が必要と考えられます。

今回は、2年後に控えた「インボイス制度」の導入、及び本年10月1日から開始される「**適格請求書発行事業者**」の登録申請を踏まえ、制度の具体的内容、導入に当たって留意すべき事項について最新の情報をお届けいたします。

### I 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の概要

#### 1 適格請求書等保存方式とは

- ▶ 令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「**適格請求書等保存方式**」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。
- ▶ 適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「**適格請求書発行事業者**」が交付する「**適格請求書**」（いわゆるインボイス）などの請求書等の保存及び「**帳簿**」が仕入税額控除の要件となります。

#### 2 「適格請求書」とは…？

- ▶ 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
  - ・請求書や納品書、領収書、レシート等、その他名称は問いません。
  - ・適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ：電子インボイス）を提供することも可能です。

#### 3 「適格請求書発行事業者」登録制度とは…？

- ▶ 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者**に限られます。
- ▶ 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

##### ＜登録申請のスケジュール＞

- 登録申請手続きは、令和3年10月1日から可能となります。
- 令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

## Ⅱ 適格請求書の記載事項・記載の留意点

### 1 適格請求書の記載事項

- ▶ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

#### 【記載事項】

- 下線の項目が、現行の「区分記載請求書」の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、「適格簡易請求書」を交付することができます。

#### 《適格請求書》

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 《適格簡易請求書》

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率

請求書 ① △△商事(株)  
登録番号 T0123...

⑥ 株〇〇御中

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付②	品名③	金額
1/1	魚 *	5,000
11/1	豚肉 *	10,000
11/2	タオルセット	2,000
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円

④ 8%対象 40,000円 ⑤ 消費税 3,200円  
10%対象 80,000円 消費税 8,000円

③ \*軽減税率対象

スーパー〇〇 ①  
東京都...  
登録番号 T0123...

××年11月30日 ②

領収書

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内消費税額		¥24
内消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣り		¥126

③ \*軽減税率対象

⑤

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

### 2 適格請求書記載の留意点

#### ※「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。（上記の表の⑤）

※端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」（上記の表の④）に税率を乗じるなどして計算することとなります。

※例えば、一の適格計算書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません。

#### 取引先コードによる記載の場合

- 適格計算書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
  - ① 登録番号と紐づけて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
  - ② 買い手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合
 には、請求書等に取引コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

### 仕入明細書等による対応の場合

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたもの限られる点に留意が必要です。

### 複数の書類による対応の場合

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

### 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）による取扱

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記載事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

## Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等（売手の留意点）

### 1 適格請求書発行事業者の義務

▶ 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- 適格請求書の交付  
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付すること
- 適格返還請求書の交付  
返品や値引きなど、売上に係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付すること
- 修正した適格請求書の交付  
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付すること
- 写しの保存  
交付し適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存すること

※適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

### 適格返還請求書の記載事項等

• 売上に係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日
- ④ 対価の返還等の取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額（税抜き又は税込み）
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

※③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定期間の記載も可能です。

### 前月の売上値引きを差し引いて請求する場合

- 例えば、前月の売上げに係る値引きについて、当月の売上げから差し引いて相手方に請求する場合、前月の売上に係る適格返還請求書と当月の売上げに係る適格請求書を交付する必要があります。
- この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して 1 枚の請求書で交付すること

も可能です。

### 修正した適格請求書の記載例

- 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。
- 修正した適格請求書の交付方法は、
  - ① 修正点を含めて全ての事項を記載した書類を改めて交付する。
  - ② （当初交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で）修正した箇所のみを明示した書類を交付する。
 といった方法などが考えられます。

### 交付した適格請求書の写し等の保存について

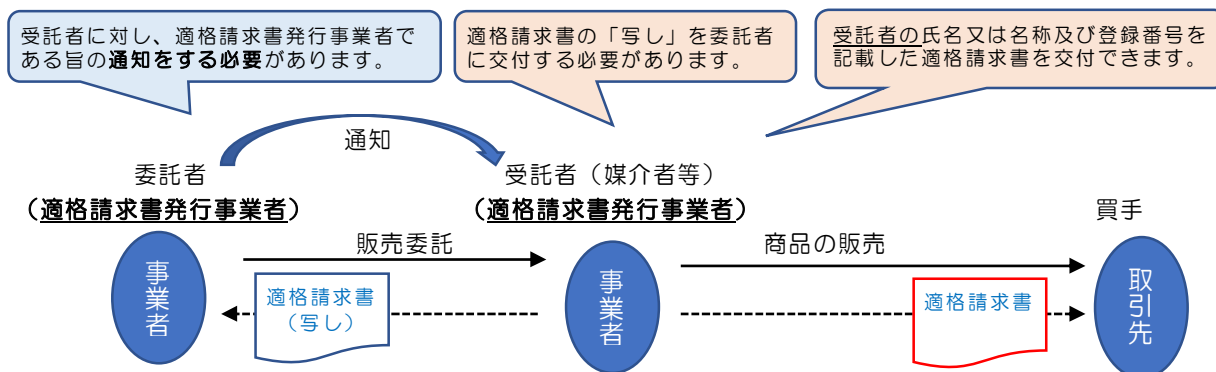
- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
- 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
- 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
- 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に、提供した電磁記録のまま保存することも可能です。

※適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

## 2 交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次に係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

### 【例：委託販売】



※委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります。

（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。後記引用参考文献「インボイス Q&A」問 39 を参照してください。）

【参考】売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

## 3 交付義務の免除

▶ 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）



- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手類を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

## Ⅳ 仕入税額控除の要件（買手の留意点）

### 1 仕入税額控除の要件

- ▶ 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- ▶ 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。  
※ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額控除として控除できる経過措置が設けられています。

### 2 保存が必要となる請求書等の範囲

- ▶ 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたものに限ります。）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（前掲Ⅲ3「交付義務の免除」に掲げる②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

### 3 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

- ▶ 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前掲Ⅲ3「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産して購入する取引
- ⑤ 従業員等支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当に係る課税仕入れ

### その他の現行方式（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときには、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式開始後は、このような**追記をすることはできません。**

### 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。

## V 税額計算の方法等

### 1 税額計算の方法

▶ 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ・積上げ計算：適格計算書に記載のある消費税額等を積み上げて計算
- ・割戻し計算：適用税率事ごとの取引総額を割り戻して計算

#### 《 売上税額 》

##### 【積上げ計算】

適格計算書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法  
(適格請求書発行事業者のみ可)

##### 【割戻し計算】(原則)

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準に、7.8/100(軽減税率対象の場合は6.24/100)を掛けて計算する方法

#### 《 仕入税額 》

##### 【積上げ計算】(原則)

適格計算書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法

##### 【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の合計額に、7.8/110(軽減税率対象の場合は6.24/108)を掛けて計算する方法

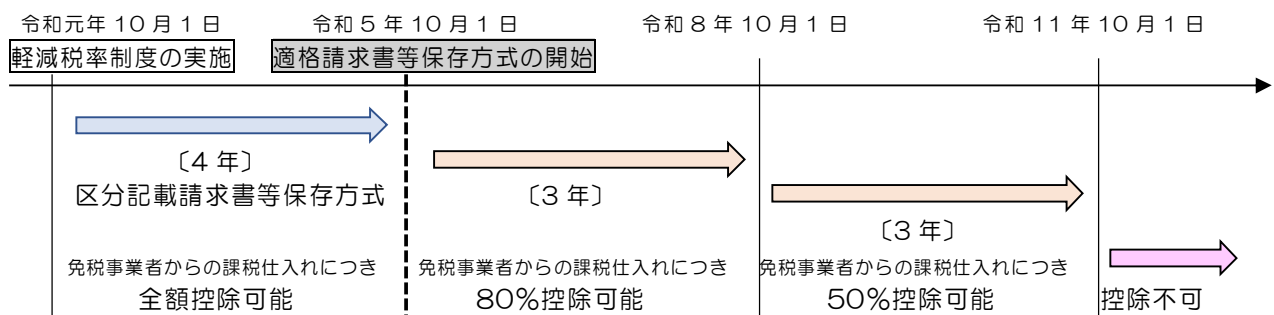
仕入税額は「積上げ計算」のみ適用可

仕入税額はいずれか選択適用可

- ・売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- ・売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

### 2 免税業者等々からの課税仕入れに係る経過措置

- ・適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ・ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等々からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



※この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

## VI 適格請求書発行事業者の登録申請手続

### 1 適格請求書発行事業者になる(登録を受ける)には

▶ 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要で。

- ▶ 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- ▶ 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

- 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。  
法人番号を有する事業者は、T+法人番号  
上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T+13桁の数字
- e-Tax で登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
- 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

### 適格請求書発行事業者になると

- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても、登録の効力が失われぬ限り、申告が必要です。
- 適格請求書の記載事項には、登録番号が含まれますので、現在使用している請求書等の様式の改訂や、取引先への登録番号の通知など、事業実態に応じて準備を行う必要があります。
- 公表事項に変更が生じた場合や、登録を失効させる以下のような場合には、一定の手続きが必要です。

手続が必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合 ・氏名又は名称 ・（法人のみ）本店又は主たる事務所の所在地	適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更） 申出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
登録の取消しを求める場合※1	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書※2
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合※1	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1：令和5年10月1日以降提出することができます。

※2：「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、免税事業者に戻るためには「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出も必要になります。

- (注) 次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。
- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連雷雨がとれないときをいいます。）
  - ② 事業を廃止したと認められる場合
  - ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
  - ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

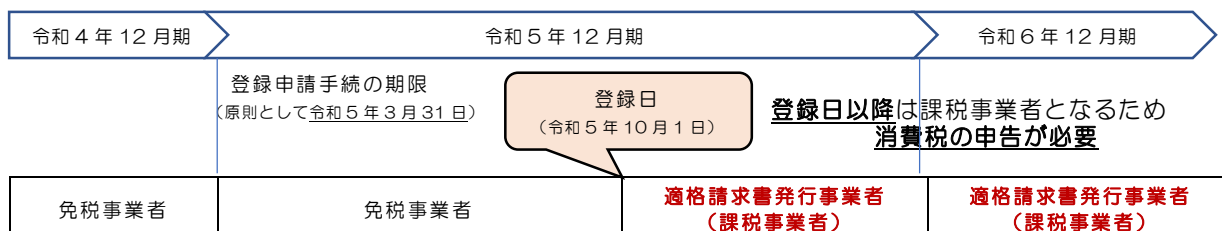
## Ⅶ 免税事業者の登録申請手続等

### 免税事業者の登録申請手続

- ▶ 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能となります（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。  
※この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例①】個人事業者や12月決算法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



▶ 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続きを行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

- ・「**消費税課税事業者選択届出書**」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- ・**課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続き**を行う必要があります。

※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

**【例②】 個人事業者や12月決算法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合**

⇒消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続きを令和5年11月30日※までに行う必要があります。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

#### 簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- ・簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます。（簡易課税制度の選択は任意です。）
- ・ただし、免税事業者が**令和5年10月1日の属する課税期間**に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した**届出書をその課税期間中に提出すれば**、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

**【例】 免税事業者である個人事業者や12月決算法人※が、令和5年10月1日から登録を受ける場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき**

※令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

⇒消費税簡易課税制度選択届出書（令和5年12月期から適用を受ける旨の記載のあるもの）を、令和5年12月31日までに提出する必要があります。

## Ⅷ 適格請求書発行事業公表サイト

### 適格請求書発行事業公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

▶ 適格請求書発行事業公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業に関する公表事項を確認できます。

#### 【確認できる事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称※
- ② 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 登録取消年月日、登録失効年月日

※個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に記載されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表届出書の提出が必要となります。

■ 上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表が可能とされています。

- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

#### 第適格請求書発行事業公表サイトの機能等について

適格請求書発行事業公表サイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、



- ・「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
  - ・適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能
- があり、こうした機能の活用により、業務を効率化することが可能です。

詳しくは、令和3年10月1日以降、適格請求書発行事業者公表サイトをご確認ください。

※詳細は、公表サイトの「運営方針」及び「よくある質問」（後記「引用参照文献」欄記載）をご参照ください。

〔引用参照文献〕

・国税庁 HP 「インボイス制度特設サイト」

「特集 インボイス制度」（パンフレット、Q&A、通達、申請書等を参照できます。）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」（令和3年7月）

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和3年7月改訂）

「お問い合わせの多いご質問（随時掲載）」（令和3年7月30日掲載）等

※適格請求書発行事業者公表サイト「運営方針」・「よくある質問」

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice\\_shinei12.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei12.pdf)

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice\\_shinei13.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei13.pdf)

〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 E-mail [gtm@gtmri.co.jp](mailto:gtm@gtmri.co.jp)